

# 暮らしの法律ナビ

No.75 自筆証書遺言の  
保管制度について

今年7月10日から自筆証書遺言を法務局で保管する制度が始まります。

相続の紛争を防止する観点から設けられた制度です。自ら手書きした遺言書を法務局へ持参し、保管申請をすると法務局が原本を保管するとともに、その画像情報を管理します。遺言者は、いつでも法務局で閲覧する事ができ、また、保管申請を撤回する事ができます。遺言者の生存中は遺言者以外の者は閲覧する事ができません。遺言者が死亡した後は相続人等の1人から遺言書の閲覧や証明書の交付請求をして

**遺言・相続 成年後見  
債務整理・破産 離婚 他**

## 三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎ 079-561-2050  
[tajima\\_to-ki@nifty.com](mailto:tajima_to-ki@nifty.com)  
 三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)  
<http://www.sandachuo.com>

内容を確認します。また、法務局から他の相続人等へ遺言書を保管している旨を通知します。この遺言書は家庭裁判所の検認手続きが不要なので、早めに相続手続きを進める事ができます。3月10日まで法務省でこの制度のパブリックコメントを募集しています。興味ある方webで確認下さい。